別表第四の次に次の一表を加える。

**別表第四の二**（第十条の二関係）

| |
|---|
| 一　製銑（せん）の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） |
| 二　製鋼の用に供する電気炉 |

**附　則**

この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日から施行する。

環境大臣　山本　公一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

---

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

**政令第三百号**

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第六号イ、第七号イ及び第八号イ中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同条第五項中「第一項の」を「同項の」に改める。

第三十九条第一項中「区分を」の下に「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の」を加え、同項第六号イ、第七号イ、第八号イ及び第九号イ中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同条第二項中「区分を」の下に「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の」を加え、同条第三項中「から第五項まで」を「、第四項及び第五項」に、「第一項の規定」を「同項の規定」に改める。

附則に次の二条を加える。

（平成二十九年度における保険料率の算定に関する基準に関する特例）

**第十九条**　平成二十九年度においては、市町村（平成二十七年度及び平成二十八年度の保険料率を第三十八条第一項に規定する基準に従い条例で定めるところにより算定している市町村に限る。以下この項において同じ。）は、同条第一項の規定にかかわらず、同項の基準額に平成二十九年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める同項の標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

一　次のいずれかに該当する者　第三十八条第一項第一号に定める標準割合
イ　老齢福祉年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの（ロに該当する者を除く。）
(1)　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、平成二十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（以下この項及び次条第一項において「平成二十九年度市町村民税世帯非課税者」という。）
(2)　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
ロ　被保護者
ハ　平成二十九年度市町村民税世帯非課税者であって、平成二十八年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下この項及び次条第一項において同じ。）の合計額が八十万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの
ニ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）
二　次のいずれかに該当する者　第三十八条第一項第二号に定める標準割合
イ　平成二十九年度市町村民税世帯非課税者であって、平成二十八年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下であり、かつ、前号に該当しないもの
ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）
三　次のいずれかに該当する者　第三十八条第一項第三号に定める標準割合
イ　平成二十九年度市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しないもの
ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）
四　次のいずれかに該当する者　第三十八条第一項第四号に定める標準割合
イ　平成二十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、平成二十八年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの
ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）
五　次のいずれかに該当する者　第三十八条第一項第五号に定める標準割合
イ　平成二十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）
六　次のいずれかに該当する者　第三十八条第一項第六号に定める標準割合
イ　平成二十八年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）